

平成16年4月22日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成15年(ワ)第2986号清算金請求事件

口頭弁論終結日 平成16年3月8日

判 決

同訴訟代理人弁護士 齋 藤 護

同 山 崎 敏 彦

東京都渋谷区恵比寿南二丁目24番2号

被 告 日本デリックス株式会社

同代表者代表取締役 和 田 健 三

同訴訟代理人弁護士 高 橋 理 一 郎

同 澤 田 久 代

同 山 田 一 誠

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は原告に対し、4875万3617円及びこれに対する平成15年4月5日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告との間で外国為替証拠金取引契約を締結した原告が、被告は同取引の終了により、原告に対する清算金の支払義務を負っているのに、これを履行しないとして、清算金の支払を求め、又は、被告の担当者である近縄博昭

(以下「近縄」という。)は、原告の明示又は黙示の意思に反して取引を行い、原告の口座残高を不当に侵害したから、被告は近縄の使用者として原告に対する不法行為に基づく損害賠償義務を負っているとして、同額の賠償金の支払を求めた事案である。

- 1 前提となる事実（当事者間に争いが無いが、証拠によって容易に認められる事実。括弧内に関連する証拠を掲記する。）
 - (1) 原告は、昭和35年4月22日生の主婦である。
 - (2) 被告は、もっぱら一般人（個人）から為替証拠金取引の委託を受け、売買取引を行っている株式会社である。
 - (3) 近縄は、被告の従業員であり、原告による本件取引の期間中、大阪支社長 の地位にあった。
 - (4) 原告は、平成14年4月19日、被告（大阪支社）との間で、外国為替証拠金取引契約を締結した。
 - (5) 原告は、当初2回の建玉は、自己の相場観に基づく判断で行ったが、利益に結びつかなかったため、その後は近縄の助言に従って取引をするようになり、遅くとも平成14年6月ころからは、近縄に一任するようになった。
 - (6) 原告は、被告に対し、平成14年4月19日から、同年9月27日までの間に、以下のとおり合計7846万3000円を預託した（乙2）。

平成14年	4月19日	216万3000円
	同月23日	280万0000円
	同月30日	1150万0000円
	5月30日	2700万0000円
	6月6日	500万0000円
	6月27日	1000万0000円
	7月17日	1000万0000円
	9月27日	1000万0000円

(7) また、原告は、被告から、以下のとおり、平成14年10月30日まで
に合計4800万円の返還を受けた。

平成14年	5月30日	300万0000円
	7月 2日	100万0000円
	8月 1日	100万0000円
	同月27日	500万0000円
	10月 1日	800万0000円
	同月30日	3000万0000円

(8) その結果、平成14年12月19日現在での原告の取引口座残高は86
81万5650円となっていた。

(9) 近縄は、同日以降も原告の計算において取引を続けていたが、損失を生
じさせていた。

(10) 被告からは、外国通貨（ドル、ユーロ）の為替証拠金取引を行う都度、
行った日ごとに、原告に「売買報告書及び売買計算書」（以下「報告書」と
いう。）を送付して、その結果の報告をしていたが、近縄が被告の担当部署
に、原告宛の報告書の送付を止めるように指示を出したことから、平成14
年12月19日の取引に関する報告書が送付された後は、原告に報告書が送
付されなくなった（なお、近縄が担当部署に指示を出した理由については争
いがある。）。

(11) その後、原告は、被告から、次のとおり金員の返還を受け、返還を受け
た金額の合計は、8606万2033円となった。

平成14年	12月27日	3000万0000円
平成15年	2月 3日	806万2033円

(12) また、原告は、平成15年2月3日、被告に210万円を預託したが、
全く取引が行われることなく、同年3月17日、その返還を受けた。

2 争点

(1) 原告による取引停止の指示の有無

(原告の主張)

ア 原告は、個々の取引を具体的にどのように行うかについては、近縄に一任していた。

イ 原告は、取引をやめることを決意し、平成14年12月18日、近縄に対して、その後の取引を中止することを指示した。

ウ ところが、近縄は、原告の指示を無視して無断で取引を継続した。

エ かかる無断取引による効果は原告に帰属しないから、被告は、平成14年12月19日現在の取引口座残高8681万5650円から返還済みの3806万2033円を控除した残額4875万3617円につき原告に対する清算金の支払義務を負っている。

(被告の主張)

ア 原告の主張は否認する。

イ 近縄が、原告から、一任取引を中止するとの指示を受けたことはなかった。

ウ したがって、平成14年12月24日以降の取引についても、その効果は原告に帰属しており、被告に清算金の支払義務はない。

(2) 一任取引をするにあたっての条件

(原告の主張)

ア 原告は、個々の取引を具体的にどのようにするのかについては、近縄に一任していたが、これは、取引後直ちに被告から報告書が送付されることを条件とするものであった。

イ ところが、原告が、報告書の送付を止めてくれと言ったことはないのに、被告からは、平成14年12月19日までの取引についての報告書が送付されたのを最後に、同月24日以降の取引についての報告書が送付されなくなった。

ウ 同日以降の取引は、前記アの条件に反するものであるところ、近縄は、報告書の送付をしない前提で行い、かつ、現実に所定の報告書を送付しなかったのであるから、その効果は原告に帰属しない。また、その取引は、近縄が、原告に隠れて、原告の意思を無視して取引する意図で行ったものであるから、一任の実質的条件に反することは明らかであって、その取引の効果は原告に帰属しない。

エ 仮に、平成14年12月19日の時点で条件に反するものでなかったとしても、近縄は、同月26日、原告に対し、取引はしていない旨重大な虚偽の報告をしており、その後の取引は、一任の趣旨を明らかに逸脱した取引であって、原告にその効果が帰属しないことは明らかである。

オ 本件取引は、相対売買であり、原告は被告からドルを買い、被告にドルを売るものであるから、原告が利益を得るということは、被告が同額の損失を被るということの意味する。通常は、業者がそのようなリスクを負担すると、経営基盤を危うくする恐れがあることから、その業者自身が別の業者に注文をするなどして、危険回避を行っているが、そのような危険回避措置をとっていないときに、顧客が利益を得て取引を終了すると、業者は大きな損失を被ることになる。近縄が、原告に無断で取引を行ったのは、顧客である原告が利益を得た一方で被告に大きな損失が生じていたことから、原告の利益を減少させ、被告の利を図るためであると考えられる。

カ かかる無断取引による効果は原告に帰属しないから、被告は、原告に対する上記のとおり清算金の支払義務を負っている。

(被告の主張)

ア 原告と被告との間では、平成14年4月30日、原告自身では判断できないということから、具体的取引については損を出さない範囲で近縄に一任することとされた。

イ 被告のシステム上、取引直後に所定の報告書を送付することは当然の仕

組みであるから、報告書の送付が条件という原告の主張は、単なる一任売買の主張に他ならない。また、取引がなされてしまった後に報告を受けたとしても、既に行ってしまった取引の効果は顧客に帰属するものであるから、直後に報告書の送付がなされることを条件とするという原告の主張自体、矛盾をはらむ。

ウ 被告が、平成14年12月20日以降の取引について報告書を原告に送付しなかったことは認めるが、これは、同月18日、原告から、海外旅行に行くからその送付を差し控えてもらいたい旨の連絡を受けたためである。なお、原告は、同月18日から海外旅行に行っており、少なくとも帰国するまでは取引経過を知ることはできず、事後の報告書に特に重きをおいていたとは考えられない。

エ 原告は、平成14年12月19日以降、近縄が報告書の送付をしない前提で原告に隠れて取引を行い、かつ現に所定の報告書を送付しなかったと主張するが、近縄には、取引を行った時点においては、報告書を送付しないという意図はなく、原告の帰国後に送付する予定で取引を行ったものである。

オ なお、原告が被告経由で投資した金額は、8056万3000円であるところ、受領した金額は、8816万2033円であって、原告に損失は生じていない。

(3) 被告の原告に対する不法行為の成否

(原告の主張)

ア 前記のとおり、近縄は、顧客である原告が利益を得た一方で、相対売買を行う被告に大きな損失が生じていたことから、原告の利益を減少させ、被告の利を図るため、報告書の送付をしない前提で、原告に隠れ、原告の明示又は黙示の意思に反して取引を行い、原告の口座残高を不当に侵害した。

イ 原告の本件取引の口座残高は、平成14年12月19日の時点で8681万5650円であったが、原告が被告から返還を受けたのは、同月27日に3000万円、平成15年2月3日に806万2033円の合計3806万2033円のみである。これによって、原告は、4875万3617円の損害を被った。

ウ 原告は本件訴訟を提起するにあたって、原告代理人弁護士に依頼したものであるところ、上記請求額の1割弱に相当する487万円は、不法行為と相当因果関係を有する損害である。

エ よって、原告は被告に対し、上記の合計5362万3617円の不法行為に基づく損害賠償請求権を有するから、その一部である4875万3617円の支払を求める。

(被告の主張)

ア 原告の主張は否認する。

イ 近縄の行っていた取引のほとんどは、原告が依頼したとおり、建玉を行った当日に仕切る「日ばかり」であり、原告の依頼した内容と齟齬はない。

ウ 原告は、平成15年1月17日に残高が減少していることを近縄から聞かされた後も、取引を特に止めることをしていない。

エ そうすると、近縄の行為が原告の意思に反するものとは到底いえず、被告に不法行為責任は生じない。

第3 争点に対する判断

- 1 前記前提となる事実に加え、証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる（括弧内に関連する証拠を掲記する。）。
 - (1) 原告は、平成14年4月19日、被告との間で外国為替取引約定を締結し、外国為替取引を開始した。
 - (2) 原告は、自己の相場観に基づき、平成14年4月19日、210万円の証拠金を提供し買玉3枚を建てて取引を開始し、同月25日にも買玉3枚を建

てた。ところが、これらは値を下げ、同年5月13日には合計112万2000円の評価損を出していた(乙3の1ないし3)。

(3) 原告は、近縄のアドバイスに従い、同日、16枚の売玉を建て、その日のうちに仕切ることによって、72万8000円の利益を上げ、同月14日も96万8000円の利益を上げた。原告は、同年6月ころからは、近縄に、取引を全面的に委ねるようになった。

(4) 近縄は、主に、建玉を行った当日に仕切る「日ばかり」という方法での取引を繰り返していた。

(5) 近縄が原告の計算で行った同年10月28日までの119回にわたる建玉は、同年10月29日に建てた190枚の買玉が損失を出すまで、ことごとく利益を上げており、その結果は取引のされた日ごとにされる報告書の送付や、電話で原告に伝えられていた(乙2, 3の3ないし89, 近縄証言, 原告本人)。

(6) 原告は、近縄による外国為替取引で極めて順調に利益が上がることから、取引を拡大して、平成14年9月27日までに、合計7846万3000円を被告に預託し、取引による利益を含めると、同日の取引終了時で、原告の被告に対する預託金額は1億4408万4900円、うち返還可能額は1億3568万4900円となっていた(乙2, 3の71)。

(7) ところが、原告は、平成14年9月末ころ、先物取引の会社から、被告のような為替の会社との取引は危険であると聞き、被告との取引を縮小することとし、同年10月1日には800万円、同月30日には、3000万円の返還を受けた(甲1, 乙2, 3の73・90, 原告本人)。

(8) 原告の計算における取引はきわめて順調に推移し、当初に原告の相場観に基づいてされたものを除くとすべて利益を出していたが、平成14年10月29日に行われた取引において、初めて損失が発生した(乙2, 3の89)。

(9) 原告は、平成14年11月初旬ころ、近縄に対して、利益が上がらなくな

ってきたし、資金の必要があるなどと述べ、預託金の返還を求めるようになっていたが、近縄は、自己の営業成績に関係するから、一度に全額の返還を求めないでほしいと原告に懇願し、その結果、原告には年末に3000万円が返還されることとなった（甲1，乙1，原告本人）。

(10) 平成14年11月も、近縄は、原告の計算において、取引を繰り返していたが、その金額も大きくなっており、同月8日には570万7000円、同月11日には786万5000円、同月14日には596万円の利益を出したものの、一方で、同月18日には1328万円、同月20日には2132万円の損切りが行われ、同月1日現在にあった預託金残高1億1180万3700円は、同月末には、7881万5650円まで減少していた（乙1，2，原告本人）。

(11) 平成14年12月18日、原告は、近縄に電話をかけて、これから海外旅行に出発し、しばらく留守になること、その期間中報告書の送付は要しないこと、取引は「日ばかり」の方法にして欲しいなどと告げたが、売買はしないで欲しいとか、自分が指示したものしか取引してはならないなどとは告げなかった（近縄証言，原告本人）。

(12) 近縄は、平成14年12月19日、原告の計算で、売玉を合計200枚建て、同日、これを仕切る取引をして、合計230万円の利益を上げ、被告からは、その旨の報告書が送付された（乙2，乙3の109）。

(13) 近縄は、そのころ、被告本社に、原告への報告書の送付を止めることを指示した。

(14) 近縄は、平成14年12月24日から同月26日までの間に637枚の建玉を行い、同日までに543枚を仕切って合計1853万7550円の損失を確定させ、同月27日には残玉94枚を仕切って202万5700円の損失を確定させた（乙2，3の110ないし113）。

(15) 原告は、平成14年12月25日帰国し、同月26日、被告から返還を

受けることとしていた3000万円を自宅に持参させる日時を決めるため、近縄に電話をかけ、その際、取引状況についても尋ねた。ところが近縄は、多額の損失を発生させていることを原告に伝えず、取引は順調であるなどと返答した（近縄証言）。

(16) 被告従業員は、平成14年12月27日、原告方に預託金の一部の返還として、3000万円を持参した。

(17) 平成15年1月8日、原告は、3000万円の返還を受けたことによる報告書が届かないことから、近縄に電話をかけて、報告書が送付されていないことを告げた。近縄は、取引は順調である、報告書が送付されていないのは多分送付が遅れているためであるなどと告げた（近縄証言、原告本人）。

(18) 平成15年1月17日、原告は近縄に電話をかけた。近縄は、その場で、平成14年12月からの取引において大幅な損失が生じていること、それをこれまで言い出せなかったことを原告に告げた。原告は、なぜ、そのようなことをしたのか、近縄を詰問するとともに、これまでの報告書を送付することを依頼した。

(19) 被告は、平成15年1月20日、原告に宛てて、それまで送付していなかった平成14年12月24日から平成15年1月16日までの取引にかかる報告書をまとめて送付した。原告は、これを同月22日に受領したが、開封せずに保管していた（甲3）。

(20) 平成15年2月3日、原告は、被告大阪支店に赴き、近縄と面談し、同日における預託金の残金806万2033円の返還を受けた。しかし、近縄が、今後のことについては、実績を見てからにしてほしいと告げ、原告としても、近縄との関係を継続することにより、取引における損失が近縄の責任によるものとする証拠を入手できるかもしれないと考え、原告は、同日、210万円を被告に預託した。

(21) 原告は、平成15年2月5日、同年1月17日から同月31日までの間

の取引にかかる報告書を受領したが、これを開封せずに保管していた（甲3）。

(22) 平成15年2月12日、原告は被告大阪支社に電話をかけ、近縄との会話内容を録音した（甲2）。

(23) 平成15年3月17日、本件取引は清算され、被告は原告に同年2月3日に預託された210万円を返還した。

2 原告による一任取引中止の指示の有無について

原告は、近縄に対して具体的な売買を一任していたが、平成14年12月18日、同日以降一任による取引を中止することを指示したから、その後に近縄が行った取引の効果は原告に帰属しないと主張する。

しかしながら、原告は、平成14年12月18日、近縄に電話をかけ、これから海外旅行に行くと言ったものの、はっきりと取引はしないと告げなかった旨供述しており、他に原告が近縄に一任取引を中止する旨告げた事実を認めるに足りる証拠もない。この点に関する原告の主張は理由がない。

3 一任取引をするにあたっての条件について

(1) 報告書の送付を条件とする取引であるとの主張について

原告は、近縄に売買を一任したのは、報告書が送付されることを前提としているから、これを送付せずになされた取引は、原告に効果が帰属しないと主張する。

被告においては、顧客の計算で取引を行った場合、顧客から送付を要しない旨の申し出があるなどの場合を除き、取引を行った日ごとに顧客に報告書を送付することとされており、原告の計算において行われた取引についても、平成14年12月19日まで取引日毎に報告書が送付されていて、取引後に計算書が送付されることは原被告間における当然の了解事項であったといえる。

しかしながら、報告書は、顧客に対して残玉の明細、新たに行った取引の

明細を事後的に通知し、証拠金額や預かり金額、売買損益金額等を確認させ、その記載内容に不明な点や相違点等があった場合に異議を述べるなどの対策を行う契機を与えるためのものに過ぎず、これが送付されないことによって、遡って取引の効力が顧客に帰属しなくなるというものではない。一任売買の場合、顧客はその取引の具体的内容について認識を有していないことも多く、取引内容を知るため、報告書の送付が通常取引の場合よりも重要であるといえることはできるが、そうであるからといって、与えられた権限に基づき既に行われた取引の効力が顧客に及ばなくなるというべき根拠はない。また、報告書は、一般に顧客の計算において取引が行われた場合には送付されるもので、原告のような一任取引が行われた場合にのみ送付されるものではないところ、原被告間で、報告書の送付を取引の効果を原告に帰属させるための条件とする旨の特段の合意が成立していたような事情も見受けられない。

そうすると、報告書の送付を怠ることが、原被告間の契約に基づく被告の債務不履行や不法行為に該当することはあるとしても、事後的に行われる報告書の送付を怠ったことによって、原告の授権に基づき原告の計算で行われた取引の効果が原告に帰属しなくなるとはいえない。

(2) 一任の趣旨に反する取引であるとの主張について

ア 近縄の意図について

原告は、近縄の行った取引が、顧客である原告の利益を減少させ、被告の利を図ることを意図したものであって、原告の近縄への一任の趣旨を明らかに逸脱しているから、原告にその効果は帰属しないと主張し、原告の指示によらずに報告書の送付がなされなくなったことは、近縄が原告に対する加害及び被告への図利目的を有する取引の存在を秘匿しようとしていた証左であると指摘する。

しかしながら、近縄証言及び原告本人の供述によれば、平成14年12月18日、原告が近縄に電話をかけ、これから海外旅行に出発する旨告げ

ていることが認められるところ、前記のとおり、原告は、近縄に取引をしないように告げたわけでもなく、取引の縮小についても同年10月ころから話題に上っていたというのであるから、報告書送付の停止以外に、海外旅行の出発直前にあえて近縄に電話をかける理由は見受けられない。また、原告は、被告が顧客から報告書送付の停止の申し出を受けた場合、即日その処理ができるのであるから、原告が報告書送付の停止を申し出ていたのであれば、同月19日の取引に関する報告書も送付されていなかったはずである旨主張するが、原告の指示から1、2日遅れて送付停止の処理がされたとしてもさほど不自然なものではないし、原告の取引では、平成14年11月ころにも損失を生じさせていながら報告書の送付もされていたのであって、同年12月24日の取引で損失が発生したからといって、近縄の独断で直ちに報告書の送付を停止するとも考え難い。そうすると、原告が平成14年12月18日、近縄に電話をかけた趣旨としては、近縄証言のように、海外旅行の期間中である同月25日までの取引について報告書の送付を要しない旨告げるためであったと推認され、近縄は、原告の指示に基づいて報告書の送付を停止したものといえ、近縄にその段階で図利加害目的があったとまではいえない。

また、平成14年12月26日以降の取引については、被告が原告に対して取引日毎に報告書を送付すべき義務を負っていたのにこれを怠ったことは明らかである。近縄は、その理由として、上記のとおり原告の帰国までに行った取引による損失が多額に上っていたことから、帰国後も原告にその事実を打ち明けることができず、報告書送付も再開しなかった旨証言するところ、同人は、平成15年1月17日にはこれを原告に告げているのであるし、同月20日には被告からまとめて報告書が発送されていることに照らすと、近縄の証言は合理的であり、同人が平成14年12月26日以降において原告に報告書を送付せず取引を行っていたとしても、これ

に図利加害目的があったとまでは認めるに足りない。

なお、原告は、近縄が秘密裡に原告への加害目的で取引を行った理由として、被告は顧客との相対売買を行っており、顧客である原告が利益を得ることによって被告が損失を被っていたから、その損失を補填するため、同様に相対売買を行い、原告の損失によって被告に利益を得させるためであったと考えられる旨主張する。

しかしながら、そもそも被告が原告の主張するような通常のリスクヘッジ取引を行っていたら、被告が損失を被ったともいえないところ、被告がリスクヘッジ取引を行わず、原告の計算による取引で損害を被っていた事実を認めるに足りる証拠はない。また、被告は、原告の「日ばかり」の意向に従い、平成14年12月17日までに、原告の計算により合計1万8014枚に及ぶ頻回の取引を行っており、これによる手数料額は、1枚（10万米ドル）の往復売買で2万円であるから（乙4）、合計3億6028万円にも上るのであって、被告も手数料のみで十分な利益を得ていたといえ、あえて原告に損失を与えるべき理由は見受けられない。

イ 原告の認識及び一任の趣旨について

原告は、近縄から取引はしていないと告げられていたし、報告書が送付されなかったことにより、平成14年12月19日を最後に取引は行われていないものと信じていたと主張し、その旨供述する。

しかしながら、原告は、被告が危険な業者であると聞き、一瞬にして預託金を消滅させられかねないおそれがあったことから、内心は強く望んでいた取引の打切りや預託金の返還を求められなかったと述べるところ、原告は、平成14年12月27日には、被告から預託金の残元金に相当する3000万円の返還を受けているのであるから、同日の取引終了時点での預託金額（3314万4000円）にもかかわらず追証拠金を必要とするような明らかに過大かつ不当な取引が行われるのでない限り、投資額を割

り込むような損失を被るおそれも消滅していたといえる。ところが、原告は、それにもかかわらず、被告に預託金残額の返還を求めずに放置しており、それまでは頻回の取引がされていたのに約1か月間にわたって全く取引が行われていないと信じていたというのは不自然である。また、原告は、平成15年1月17日、近縄から多額の損失が発生している事実を告げられ、これらの取引によって損失が生じたこと及び報告書の送付がされなかったことについて強く抗議した事実は認められるものの（甲1、近縄証言）、その後も取引を継続していることに照らすと、原告が、これらの取引は自己の意思に基づかないものであるとか、与り知らない取引であるなどという抗議をしていたとは認め難い。なお、この点に関し、原告は平成15年1月18日以降の取引についても近縄が無断でなしたものであると主張するが、それまでの取引による損失を告白し、原告から強く苦情を述べられた近縄がなおも原告に無断で取引を継続するとは考え難い。

これらの事実を総合すると、原告が近縄から取引は行っていないと告げられた事実を認めるには足りず、逆に、原告は、平成14年12月26日以降も近縄が原告の計算において取引が継続されていることについての認識は有していたものと推認される。

原告は、近縄証言及び甲2（録音テープ反訳録）中の近縄の発言には、原告に取引を行っていないと告げたことを認める部分があると指摘する。しかしながら、同人の証言は、全体を通してみると、損失が生じていることにつき原告に秘匿していたから、原告は損失の発生についての認識を有していなかったと思うと述べるに過ぎず、これを超えて、原告に取引の不存在を告げていたとの趣旨に解することはできない。また、甲2の会話中における近縄の発言は、原告が、利得の消滅が近縄の責めに帰すべきものであることの証拠を収集しようと、被告にあらためて金員を預託し、近縄に電話をかけて計画的に録取されたものである上、その内容をも、取

引により損失を与えたという点で原告に負い目を感じている近縄が原告の作為的な発言に迎合したものと考えられる部分が多く、これによって上記事実を認めるには足りない。

そして、外国為替証拠金取引を継続する以上リスクが伴うことは原告も十分に理解していたと認められるから、近縄に取引を一任した趣旨も、取引によって損失を被ることなく利益を確保する点にあるというべきところ、本件外国為替証拠金取引の全体を通じてみると、原告は、平成14年12月以降の取引によって減少しているとはいえ、なお利益を得ており、損失を被っているものでもなく、この点からも、取引の継続が原告による一任の趣旨に反するものとまではいえない。

(3) 小括

したがって、近縄が、原告への加害や被告への凶利を目的として、原告の計算において一任の趣旨に反する取引を行ったことから、その効果が原告に帰属しないことを前提とした原告の清算金請求には理由がない。

4 被告の原告に対する不法行為の成否について

原告は、近縄が、原告の明示又は黙示の意思に反する取引を行い、原告の口座残高を不当に侵害したと主張するが、上記のとおり、近縄が行った上記取引によって結果として原告の預託金額が減少していたとしても、当該取引そのものが一任の趣旨や原告の意思に反するものであったとまで認めるに足りる証拠はなく、原告の口座残高の減少は、取引の帰結に過ぎないというべきで、原告の主張には理由がない。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求にはいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第8民事部

裁判官

島 戸 真

これは正本である。

平成 16 年 4 月 22 日

大阪地方裁判所 第 8 民事部

裁判所書記官 南 正一